

落札後の注意事項

売却区分ごとに、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者が落札者となります。なお同物件で最高額の入札者が2名以上いた場合は、仙台市インターネット公有財産売却ガイドライン第3-2-(1)に基づき、開札時に自動抽選(くじ)により落札者を決定します。

落札者への連絡

落札された方には、申込書に記載されたアドレスに電子メールにてお知らせします。

契約後の手続き

契約後の手続きの詳細は、電子メール等にてお知らせします。主な流れとしては次のとおりです。

①契約保証金の納付(物件ごとに定めている入札保証金と同額)

申込書に基づき、納付済の入札保証金を契約保証金として全額充当します。

②契約の締結(詳細は電子メール等にてお知らせいたします。)

契約書に貼付する収入印紙と印鑑登録証明書をご用意ください。

③売買代金の支払い(契約日から2ヶ月以内で仙台市が定める期限内)

納付書により期限内に仙台市指定金融機関の窓口で納付してください。手数料はかかりません。
(支払方法は納付書のみです。)

④登記手続き

売買代金の入金確認後、移転登記の手続きをします。手続きにあたっては仙台市が司法書士に売買物件の所有権移転を嘱託します。当該嘱託に必要な費用は仙台市が負担しますが、登録免許税は購入された方の負担となります。詳細は電子メール等にてお知らせいたします。移転登記手続き完了までに売買代金納付後1~2か月程度かかる場合があります。

⑤引き渡し

売買代金を納付した時点で権利が移転し、引き渡しがあったものとします。所有権の移転登記完了後、書類(登記完了証、登記識別情報通知)をお渡しします。受け取り後は受領書をご提出いただきます。

- 共同入札の場合は、連絡等は全て代表者の方に行います。また持分は、提出済の内訳書記載の持分となります。
- 指定された期限までに入金してください。期限までに入金をしなかった場合、原則落札者としての権利を失います。落札者としての権利を失った場合、既に納付された契約保証金(充当した入札保証金)は返還されません。
- 物件の用途について契約上の特約があります。特約に違反した場合、違約金が発生しますので注意してください。